

令和6年度体験・アクティビティをテーマとした東アジアからの
インバウンド拡大事業個人旅行者向け情報発信業務プロポーザル仕様書

1 業務目的

台湾、香港をターゲットに、本県の認知度を向上させるプロモーションおよびスポーツ等を含む体験・アクティビティを新たな切り口とした、インフルエンサーによるモニターツアーを行うことで、本県への誘客促進を図る。

2 対象市場

台湾および香港

3 業務内容

(1) 台湾および香港におけるプロモーション

- ア ①福井県で得られる体験またはアクティビティをPRする企画であること。
②台湾、香港の企業や著名人と提携して、福井に行きたいと思わせる個性的な企画を提案し実施すること。看板等広告を掲出するのみの企画は認めない。
例) 体験・アクティビティに興味のある客層を対象とし、現地の体験・アクティビティサービスを提供する企業や著名人とタイアップした特色あるプロモーション
③台湾でのプロモーション活動を必須とすること。ただし、香港でも実施する場合は審査時に加点する。
④アンケート等、数値によるプロモーションの効果測定方法を提案し実施すること。
⑤プロモーション内容に「若狭おおいのスーパー大火勢」のPRを含めること。

イ プロモーションの注意点

- ①ノベルティを配布する場合は、現地で人気があるもの、好まれるものを製作、選定し、決定にあたっては県と協議すること。
②デザイン、製作費、輸送費等、ノベルティの配布に要する費用は全て委託料に含むこと。
③現地イベントを開催、または現地イベントに参加する場合、ブースの設置運営や現地調整等を円滑に遂行できるよう管理するとともに、現地言語と日本語でコミュニケーションが円滑に行える者の手配を行うこと。
④現地イベント等を開催する場合において、福井県職員が現地へ渡航することを必須とする場合、渡航に要する費用は委託料に含むこと。
⑤施策の前後における認知度または誘客数の変化について、数値による効果測定の手法を提案し実施すること。
⑥アンケートを実施する場合、その内容が本県への誘客に向けた検討材料となるよう、認知度や観光客の嗜好・ペルソナ像、旅情報の収集手段等の設問を盛り込むこと。
⑦アンケートのサンプル数は300以上とし、集計・分析レポートを作成すること。
⑧動画等を制作する場合、制作に要する費用は委託料に含むこと。
⑨その他、提案に際し不明な点があれば福井県に協議を行うこと。

ウ 必要人員の手配

- ①運営ディレクターは台湾および香港両方を通じ、原則同一人物であること。
- ②現地調整等、業務が円滑に遂行できるよう管理すること。

(2) 体験・アクティビティをテーマとしたインフルエンサー招へい事業

ア 現地インフルエンサーの招へい

- ①本事業が台湾・香港からの個人旅行客の誘致および福井県の認知度向上に資することが目的であることを現地インフルエンサーにも理解してもらった上で、招へいに臨むよう対応すること。
- ②招へい内容の体験・アクティビティの分野に訴求力のある人物を選定すること。
- ③台湾および香港それぞれから1名以上招へいすること。

イ 行程

- ①県内取材は3日間以上を取材に充てること。
- ②台湾および香港の人々の嗜好を踏まえ、市場に訴求力の高い取材行程を提案すること。
- ③最終的な取材行程は当連盟と協議し決定すること。
- ④取材には3種類以上の体験・アクティビティを含めること。
- ⑤体験・アクティビティを選定する際は下記福井県観光連盟 HP 掲載の「体験」を参考とし、1つは「若狭おおいのスーパー大火勢」における松明行例への参加とすること。
[\(https://www.wakasa-ohi.co.jp/sp-ogase/\)](https://www.wakasa-ohi.co.jp/sp-ogase/)
福井県観光連盟 HP <https://www.fuku-e.com/experience/index.html>
- ⑥ 買い物、観光地訪問だけのもの（星空体験等は除く）は体験に含まないこと。

ウ その他

- ①招へい者との連絡調整、食事、宿泊、取材先の入館料等、取材行程に必要な一切の手配を行うこと。
- ②招へいに必要な航空券および日本国内移動手段を手配すること。
- ③招へい者と日本語でコミュニケーションが円滑に行えるよう通訳を手配すること。
- ④台湾および香港において、ブログ、SNS、動画配信サイト、現地雑誌等のメディアを使用し、招へいの内容を配信すること。
- ⑤インフルエンサーが体験したすべての体験・アクティビティを1回以上配信すること。
- ⑥閲覧数など数値による効果測定の手法を提案し実施すること。
- ⑦「若狭おおいスーパー大火勢」の情報発信については令和7年度以降開催時の外国人観光客の誘致を図る内容とすること。

(3) 情報の共有

福井県および福井県観光連盟の台湾レップとの連絡調整を密に行うこと。

「若狭おおいのスーパー大火勢」の参加についてはおおい町商工観光課との連絡調整を密に行うこと。

(4) 実績報告書

下記事項について実績報告書を作成し、履行期限までに提出すること。

ア 台湾および香港におけるプロモーション

- ①実施状況および写真
- ②アンケート等の集約、翻訳
- ③効果測定結果およびそれを踏まえた助言
- ④その他、県が指示する事項

イ 体験・アクティビティをテーマとしたインフルエンサー招へい事業

- ①招へい者リスト、概要
- ②プロモーション内容（招へい旅行全体の行程など）
- ③実施状況および写真（キャプションを入れること）
- ④招へい者の当該業務の感想の聞き取り、翻訳
- ⑤現地メディア等での配信状況および視聴等実績
- ⑥その他、県が指示する事項

4 資格要件

- (1) 日本または台湾に本社を有する法人であること。
- (2) 台湾に本社のある場合は、日本に支店を有する法人であること。
- (3) 過去2年以内において訪日観光プロモーション事業の実績があること。
- (4) 日本語および台湾で主に話されている言語（公用語）ならびに香港で主に話されている言語（英語、広東語）により業務上の交渉が可能な語学力を有する。また、現地語に翻訳できる能力を有すること。
- (5) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること
※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (7) 応募資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
(ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) または、暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(10) 応募資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像財産権等は原則として全て当連盟に帰属すること。

(3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(4) 成果物を本事業以外で使用する場合、県は事前に受託者に協議し、承認を得ること。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

(1) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とすること。

(3) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とすること。

(4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。

(5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。

(7) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定のうえ、書面にて確認すること。